

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年2月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 事業計画変更申請について
- 議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第6号 農地利用最適化推進委員の辞任について
- 議第7号 下限面積（別段面積）の廃止について
- 議第8号 三条市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準の廃止について
- 議第9号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について

報告事項

- 報第1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第4号 作付変更届について
- 報第5号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第6号 農地かい廃通報について
- 報第7号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栞 原 一 郎 委員 |
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 6番 坂 井 浩 行 委員 |
| 7番 田 邊 稔 委員 | 8番 捧 幸 伸 委員 |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員 | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 11番 岡 崎 耕一郎 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 小 林 茂 宏 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 16番 三 師 満 夫 委員 |
| 17番 佐 藤 裕 雄 委員 | 18番 田 邊 敦 子 委員 |
| 19番 廣 川 哲 也 委員 | |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 16名

| | |
|-----------|------------|
| 飯塚 栄三千 委員 | 井上 利 弥 委員 |
| 大口 伸 昭 委員 | 北澤 正 之 委員 |
| 小池 秀 一 委員 | 笹岡 大 介 委員 |
| 高山 弘 則 委員 | 長谷川 淨 二 委員 |
| 原田 孝 一 委員 | 松岡 博 一 委員 |
| 松下 正 樹 委員 | 矢代 誠 一 委員 |
| 山谷 秀 昭 委員 | 吉田 精 一 委員 |
| 吉田 昇 委員 | 渡辺 秀 人 委員 |

推進委員欠席委員 2名

| | |
|-----------|-----------|
| 蒲澤 利 嗣 委員 | 廣川 久 一 委員 |
|-----------|-----------|

職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------|--------|
| 事務局 長 | 阿部 勝 峰 |
| 経営基盤係長 | 上林 裕 則 |
| 経営基盤係主任 | 佐藤 信 幸 |

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

出席状況をお知らせいたします。農業委員、現在員19名、出席19名、欠席なし。推進委員、現在員18名、出席16名、欠席2名でありますので、会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

5番、馬場良子委員、14番、小林茂宏委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、本日の議事日程等について事務局から説明がありますので、お願いいたします。

事務局（阿部事務局長）

議事日程等につきまして御説明申し上げます。

最初に、本日の議事の進め方です。2月総会案件につきまして、議第9号を追加することとし、別途送付させていただきました。お手数をおかけして、申し訳ありませんでした。なお、本日の議事につきましては、第1調査部会長からの報告をいただく関係から、議第5号の審議終了後、議第9号を提案させていただきます。その後議第6号の審議をいただき、議第7号、8号は関連がありますので、一括上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案の訂正についてです。お手元に配付させていただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』（利用権設定）正誤表のとおり、13ページの合計欄の件数に誤りがありました。議案訂正の願いと、併せておわびを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。事務局説明のとおり議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

1ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積2万7,700平米であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

703番は、福島新田地内の農地8筆、2万1,514平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

704番は、柳沢地内の農地4筆、6,186平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

13ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定18件、面積11万7,018.99平米、再設定12件、面積8万7,808平米、合計では30件、面積20万4,826.99平米であります。

それでは、戻りまして、2ページの705番から順に御説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

また、1月総会で御説明したとおり、今月から農地中間管理事業につきましては一括方式に切り替わる関係から、相対による新規利用権設定及び再設定のみの案件となっておりますので、あらかじめ御報告申し上げます。

705番は、牛ヶ首地内の農地7筆、3,593平米。

706番は、塚野目二丁目地内の農地1筆、1,031平米。

707番は、塚野目二丁目地内の農地1筆、2,023平米。

708番は、金子新田地内の農地3筆、8,485平米。

709番は、中曽根新田地内の農地19筆、2万5,098平米。

4ページをお願いします。

710番は、荻堀地内の農地8筆、4,146.99平米。

711番は、森町地内の農地3筆、4,969平米。

712番は、荒沢地内の農地2筆、3,908平米。

713番は、西本成寺二丁目地内ほかの農地10筆、8,070平米。

714番は、東大崎二丁目地内の農地1筆、1,087平米。

715番は、下保内地内の農地5筆、3,426平米。

6ページをお願いします。

716番は、金子新田地内のほかの農地2筆、5,478平米。

717番は、原地内の農地6筆、2,159平米。

本件につきましては、利用権設定を受ける者の経営面積がゼロとなっておりますが、この方からお話を聞いておりますので、補足させていただきます。本人は、既に下田地区におきましてナメコ栽培やショウガ、ニンニク栽培を始めております。当該農地においても、ショウガ、ニンニク、ナスの作付を予定しているとのこと。農機具につきまして、現在貸してもらっているので、引き続き借りることにはなっており、認定農業者の申請をしております。718番、719番の方は、同じメンバーで新規就農認定農業者の申請をされており、補助事業の採択を受ければトラクターの導入も予定しているとのこと。高知県の方は、農業研修のために3年間移住して、4月からは田上町の実家に戻るそうです。

原地内を担当する山屋委員からも同席をいただき、地域住民との関わり等について聞いていただきました。今も江ざらい等に参加しているし、引き続き地域に入っていく旨のお話をお聞きしたところです。総体的に意欲的な新規就農者と捉えております。

補足は以上です。議案に戻ります。

718番は、原地内の農地7筆、2,585平米。

719番は、原地内の農地6筆、2,698平米。

720番は、南中地内の農地1筆、1,350平米。

721番は、鬼木地内の農地9筆、2万4,151平米。

8ページをお願いします。

722番は、中浦地内ほかの農地22筆、1万2,761平米。

以上18件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

723番から13ページの734番までの12件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第1調査部会長は栗原代理の隣に着席願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

それでは、第1調査部会の調査結果について御報告いたします。

第1調査部会では、2月24日午前9時から厚生福祉会館第3集会室におきまして、部会員と野崎会長、栞原会長代理出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時58分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転2件、新規設定18件、再設定12件、合計件数32件、面積23万2,526.99平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。722番のことでお尋ねをします。

農年の使用貸借の再設定だというふうに備考欄にありますが、内容は新規だということでございますし、また住所が五泉ということでございますが、この関係のことについて御説明を願います。

議長（野崎会長）

事務局、お願いいたします。

事務局（阿部事務局長）

今まで農地法第3条の規定による使用貸借権の設定をされていた方で、基盤強化法の規定による使用貸借権の設定に切り替えた関係で新規となっています。

3番（熊倉 睦委員）

私から補足説明をさせていただきたいと思います。

議長（野崎会長）

3番、熊倉委員。

3番（熊倉 睦委員）

補足で私から説明をさせていただきます。

利用権の設定をする方と受ける方は親子でございます。受け手の方は、ちょっと具合が悪くて、今は子供が住んでいる五泉に住所を移していますが、親子関係ですので心配はないかと思っております。

以上です。

議長（野崎会長）

廣川委員、よろしいですか。

19番（廣川哲也委員）

まず、1つお願いしたいのは、先に説明していただきたいということが1点でございます。

それと、なお申し上げれば、実際には受け手の方は耕作をされていないということですか、具合が悪いということは。年金の関係で、こういう形で利用権を設定するんだというふうに理解すればいいんでしょうか。

3番（熊倉 睦委員）

最初は廣川委員が言われたとおりだったようですが、本人も大分元気になって子供と一緒に農業を手伝っているようですし、兄弟が2人いるのですが、その兄弟も一生懸命に農作業を行っている姿を私の圃場の近くで見えておりますので、心配ないかと思っております。

議長（野崎会長）

廣川委員、よろしいですか。

19番（廣川哲也委員）

分かりました。

議長（野崎会長）

3番、熊倉委員。

3番（熊倉 睦委員）

申し訳ありません。今度私のほうから質問でございます。先ほど局長から説明がありました717番、718番、719番の方ですが、優秀な新規就農者ということで、私も喜んでおりました。試験的に多分棚鱗の畑を借りていろいろ作っておられるようですが、私どもの畑の組合に顔を出して、泥上げなどにも来ていただきたいのですが、今はまだ来ておりません。

道路の法面の草刈りなどもきちんとしていただきたいが、手が回らないのか伸び放題になっておりますし、畑の中を見ても草丈が高くて何を作っているのか分からない状況になっています。

新規に田の利用権設定ということですが、土地改良費はどちらが負担するのかお聞きしたいのと、棚鱗の畑のような状態を見るとちょっと心配に思いますので、書類上は問題がなく優秀な就農者となっているかもしれませんが、実状を見るのも大切だと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局（阿部事務局長）

御本人たちは、今試行錯誤しながら試験的に栽培等もやっている中、十分手が回っていないところもあるかもしれませんが、今後本格的に栽培する中で徐々にスキルアップも図っていけるのかなと思っております。あと、地元の関係ですけれども、山屋委員とお話を伺ったときも、意欲的に地元に入っていきたいんだということも言っておられましたので、そのような話があれば地元の中で連絡もされるかと思っておりますけれども、積極的

に受け入れていただければなと思います。地域の中で見守っていただきたいという気持ちもありますので、引き続きよろしくをお願いします。

議長（野崎会長）

私のほうから1つ。先ほど熊倉委員が言われました、草刈りと泥上げの件については、農業委員会が指導するようなものではなく、やはりその地域が協力依頼をするのが当然じゃないのかなと考えています。

3番（熊倉 睦委員）

農業委員会で聞き取りをする際に、地元の委員から依頼をお願いしたいということです。

議長（野崎会長）

それは地域から強く要請していただくしかないと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局（阿部事務局長）

土地改良費の負担については、今確認させてもらっていますので、後ほど回答させていただきます。

議長（野崎会長）

土地改良費については、後ほどでよろしいですか。

（「はい」の声あり。）

議長（野崎会長）

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

今熊倉委員からお話があったことについて、一言申し上げさせていたただきたいと思うのですが、許可を与えるときに周辺の農地利用に支障がないことが一つの条件になるわけですが、それを言い換えれば、地元の農家組合とも協調して共同作業をやっていけるんですかということを経験して農業委員会で許可を出すわけですから、まずそのところでよく指導していかなければお互いにそっちがするのは当たり前だ、こっちは言われてからするんだみたいな話になるので、やはり農業委員会である程度道筋を立ててやる必要があるのではないかと思います。かねてから申し上げていますように、許可等を出すときにきっちりとしたルールに従って許可を出さなければいけないわけですが、現状では書類が整っていればそのまま許可という流れになっていますので、その前にどのようにしてしっかりチェックしていくかということが今農業委員会に求められていることじゃないかと思いますし、熊倉委員も心配しているところじゃないかなと思いますので、今後検討をよろしくお願いいたします。

事務局（阿部事務局長）

地域の慣習等を確認する意味もあって、山屋委員が同席の下お話を聞かせてもらった経緯もあります。その中で地元とはうまくやっていきたいんだということも聞いておりますので、引き続き草刈り等お話いただければなと思っております。許可基準につきましても、法を逸脱しない範囲でチェック体制を確立することも今後検討していかなけれ

ばいけないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

この件につきましては、これからの検討課題としたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかに御意見ございませんか。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明申し上げます。

16ページを御覧いただきたいと思っております。今月の申請は9件で、合計面積9,758.58平米であります。

14ページにお戻りをお願いします。

31番は、石上三丁目地内の農地2筆、1,985平米を譲受人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

32番は、井栗地内の農地1筆、297平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

33番は、西中地内の農地3筆、189.58平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

34番は、西中地内の農地1筆、376平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

35番は、荻堀地内の農地2筆、2,343平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

36番は、島潟地内の農地1筆、1,004平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

37番、38番は、西中地内の農地2筆、239平米と西中地内の農地3筆、279平米を耕作不便解消のため譲受人、譲渡人が双方の交換により取得するものであります。

16ページをお願いします。

39番は、下須頃地内の農地5筆、3,046平米を譲受人が世帯内贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの6件、贈与によるもの1件、交換によるもの2件、合計面積9,758.58平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方は、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

説明の前に、先ほど回答を保留しておりました土地改良費の負担についてですが、借手の負担ということで申請が出ています。

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

17ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積420平米であります。

18番は、三竹三丁目地内の農地2筆、420平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場4台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり〇〇〇円あります。場所につきましては、農業体験交流センターサンファーム三条の西側350メートル付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の81番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、件数1件、面積420平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

18ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積893平米であります。

7番は、上須頃地内の農地1筆、893平米を農舎1棟及びビニールハウス1棟、駐車場11台ほかの用地として利用したいものです。場所につきましては、三条看護・医療・歯科衛生専門学校の南東350メートル付近で、500メートル以内に2つの教育施設があり、かつ申請地周辺の市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、件数1件、面積893平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

20ページを御覧願います。今月の申請は5件で、合計面積5,814平米であります。

19ページをお願いします。

81番は、先ほど御審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』で御説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

82番は、西裏館三丁目地内の農地3筆、2,995平米を売買により取得し、宅地分譲13区画及び道路、排水路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市消防本部の北側170メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

83番は、大島地内の農地1筆、220平米を賃貸借権の設定により住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、大島中学校グラウンドの南側30メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

84番は、栄荻島地内の農地2筆、1,519平米を売買により取得し、既存宅地5,088.91平米と一体利用し、資材置場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平

米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、ただいま一の南側500メートル付近で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されます。なお、転用目的が既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

20ページをお願いします。

85番は、下大浦地内の農地5筆、700平米を賃貸借権の設定により、地盤改良工法の実験用地として令和5年3月10日から令和8年2月28日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、下田下水処理センターの南側480メートル付近で、農用地区域内の農地でございます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数5件、面積5,814平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第9号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第9号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』御説明いたします。

今回三条市長から意見照会のありました案件は、三条地区の重要変更2件であります。追加議案の1ページを御覧願います。

1番は、申請者、〇〇〇〇さんの案件であります。位置につきましては、2ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請の土地は、三貫地新田地内の農地2筆で、登記地目は田及び雑種地、現況地目は畑で、合計面積489平米であります。変更理由は、現在申請者は米、野菜の生産販売、漬物の製造販売を行っているが、子が事業を継承するに当たり、既存の農業施設の隣接地に分家住宅を建設するとともに、自家生産食材の加工のための調理場及び販売所を併設し、事業の拡大を図りたいものであります。位置選定に当たり、既存の農業施設周辺には、主要道路からのアクセスがよく、かつ必要面積を確保できる農振白地地域の土地がないため、既存施設との一体性が図れる南側隣接地である当該地を選定されたものであります。施設の概要は、調理場、販売所を併設した分家住宅1棟、お客様用駐車場3台ほかとなっております。

2番は、申請者、〇〇〇〇さんの案件であります。位置につきましては、3ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請の土地は、西潟地内の農地2筆で、登記地目は田及び雑種地、現況地目は田で、合計面積725平米であります。申請者は、園芸用金物の製造、卸売業を営んでおり、申請地北側で倉庫を持っています。変更理由は、製品の売上げ増加を受け、製品の保管場所がなくなっており、既存倉庫内の作業にも支障を生じ、事故も懸念される状況になっているため、申請地に倉庫を増設したいものであります。位置選定に当たり、既存施設に隣接し、倉庫の拡張可能な土地がほかにないことから、既存施設の南側の当該地を選定されたものであります。施設の概要は、増設する倉庫となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第9号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区で件数2件、面積1,214平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、全件変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第9号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地利用最適化推進委員の辞任について』を議題といたします。

しばらくの間休憩いたします。

(午前10時18分から午前10時23分まで休憩)

議長（野崎会長）

それでは、会議を再開いたします。

お諮りいたします。議第6号につきましては、同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

異議ないものと認め、議第6号につきましては同意することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『下限面積（別段面積）の廃止について』、議第8号『三条市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準の廃止について』の2件につきましては関連がありますので、一括議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第7号『下限面積（別段面積）の廃止について』、議第8号『三条市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準の廃止について』の2件について御説明申し上げます。

本件につきましては、令和3年9月の総会におきまして御決定をいただいたところでございますが、このたび農地法の一部改正により下限面積要件が廃止されることとなり、令和5年4月1日から施行されることを受け、三条市におきます別段面積及び空き家に附属した農地の別段面積の取扱基準を廃止するものでございます。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御質問のある方、御発言を願います。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号及び議第8号につきましては、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

異議ないものと認めます。

よって、議第7号及び議第8号につきましては原案のとおり決しました。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告をお願いします。

農政対策部会長は栞原代理の隣に着席願います。

3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

農政対策部会の報告をいたします。

去る2月20日午前9時30分から厚生福祉会館第2集会室において、部会員と野崎会長、栞原会長代理出席の下、会議を開催いたしました。議題につきましては、令和5年度三条市農業委員会事業計画（案）ほかでございます。事務局から説明を受け、農業委員会オンライン会議要領を除く各案件につきましては、原案どおり決定することといたしました。当該実施要領につきましては修正を求める意見があり、修正案を事務局に一任し、本日修正後の要領を事務局から配付しております。主な変更点等につきましては、事務局から補足説明していただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思っております。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

9ページの農地法の運用の2番ですが、作付変更後における現状と転用申請までの期間の取扱いについてということですが、最近作付変更をして、翌年に作付していないというのが結構見受けられるんです。何年にもわたって、残土処分をしているのではないかと思わせるような案件が見られますので、その辺のところの対応も定めていた

できればと思います。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

ただいま、廣川委員からいただいた御意見につきましては、重要な案件でございますので、農政対策部会での検討事項とさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終わります。

農政対策部会長は自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第7号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告の中で御質問がございましたら、御発言をいただきたいと思います。しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。3月24日午前9時から厚生福祉会館第1集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は28日午前9時30分開会を予定しております。

それでは、長時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時45分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

議事録署名委員（ 5 番） 馬場 良子

議事録署名委員（ 1 4 番） 小林 茂宏
